

平成 30 年度  
第 7 回香美市まちづくり委員会会議録要旨

日 時 : 平成 30 年 12 月 11 日 (火) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 20 分  
場 所 : 香美市役所 3 階会議室 301・302  
出席者 : まちづくり委員 16 名  
          企画財政課長、企画調整班 3 名  
欠席者 : 7 名  
会 長 : 公文久郎委員

条例の一部と施行規則の修正案と、1 月から行うパブリックコメントに向けた条文ごとの説明文について各小委員会で協議を行い、最後に全体会で小委員会から出た意見を発表してもらう。

本日協議予定だった人口減少問題に関する提言については次回協議する。  
議会との意見交換を 1 月 9 日に行い、議会からも意見をもらう予定である。

- ・会長開会の挨拶

【協議内容】

協働のまちづくり条例について

1. 修正案について

- ・当日配布した条例(案)新旧対照表と(資料 1)と協働のまちづくり条例施行規則(案)新旧対照表を使用して条例の一部と施行規則の修正案について説明する。
- ・施行規則の第 3、4 条は香美市が現在行っている制度や事業について記載しており、実際に行っていないものは変更や削除をしている。

2. 逐条解説案について

修正案と逐条解説案について小委員会ごとに協議を行った。

3. 全体会

(健康福祉・教育小委員会)

- ・条例第 2 条 (1)「市民とは・・・」、(2)「市とは・・・をいう」、(3)「参画とは・・・」、(4)「協働とは・・・」、(5)「地域コミュニティとは・・・」と文章化して統一してはどうか。
- ・施行規則 (1) 見づらいので書式等の規制が特になければ、「情報共有」の後の段落を 1 つ落として、以下の項目も同様にし、自分の探したい項目がすぐに目に入るような表現にしてはどうか。

(建設・環境小委員会)

- ・資料1の条例第2条(1)「市民」カ「市内で活動する人」まで定義するのは広過ぎるのではないか。そもそもアからカまでを市民と認めるのは広過ぎで、当初の「市民」と「市民等」の使い分けをするのも選択肢としてはあったのではないか。
- ・オの市内に不動産を持っている場合もまちづくりに協力を得なければならない重要な地位も持っているので、それなりの役割も担ってもらわないといけないし、権利を認めてあげる必要性もあるが、この条例に出てくる権利全てを認めていくと、ある程度弊害があると思われる。
- ・施行規則第3条(2)エ「市民を公募・・・」の表現と意味が合っているのか。また、幅広く定義をした「市民」全てに公募に応じる権利があるのか、それを認めた場合に利害が生じないか。
- ・(4)「政策・施策評価・・・」は削除し、(4)「行政評価制度・・・」とシンプルにまとめてはどうか。

(産業・まちづくり小委員会)

- ・施行規則第2条「ただし、政治団体、宗教団体等は除く」を文末に追加し、旧の(1)から(4)までをそのまま載せる。
- ・他については大体そのままでもかまわない。

- ・会長閉会の挨拶

(事務局より)

全ての意見を反映させるのは難しいので、いただいた意見の中でできるだけ添える形で案を作ってパブリックコメントにかけたかったので、その点をご了承願いたい。

パブリックコメントと議会との意見交換が終わった後、再度案を作成して、皆さんに見てもらおう予定である。